

白石区複合庁舎まちづくりイベント広場使用細則

平成 28 年 8 月 30 日 白石区長決裁

(目的)

第 1 条 この細則は、白石区複合庁舎内に設置するまちづくりイベント広場（以下「広場」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出等)

第 2 条 広場は、日常的にイベントを行うことができる場所として、次条に定める者に無料で貸出しを行うこととする。

2 白石区が所有する広場の備品については、イベントを行う者に無料で貸出しを行うこととする。

(使用対象者)

第 3 条 広場を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 白石区内の町内会、住民組織、まちづくり団体
- (2) 白石区民センター又は白石区内の地区センターで活動するサークル
- (3) 札幌市内で地域貢献活動を行う企業
- (4) 札幌市内の福祉施設、福祉団体、NPO 団体、ボランティア団体等
- (5) 札幌市内で音楽・スポーツ・文化・芸術活動を行うグループ・個人
- (6) 行政機関、学校、公共的団体等

(使用対象事業)

第 4 条 広場で行うことができる事業は、一般来場者を対象とした次の各号に掲げるものとする。

- (1) 日ごろの地域活動を広く紹介するための取り組み
報告会、講演会、サークル活動体験、啓発品等販売など
- (2) 子どもや若者を中心に多世代の参加・交流を促す取り組み
工作体験、発表会など
- (3) 道内外の地域の魅力を紹介するための取り組み
地域情報・観光情報の紹介、行政機関等による特産品販売など
- (4) 福祉活動の普及・啓発を図る取り組み
障がい者アート作品展、作業所製作品販売など
- (5) 市民、行政機関、学校、公共的団体等からの情報発信
パネル展、各種啓発イベントなど

(6) その他、区民のまちづくり意識を高める取り組み

ボランティア体験、チャリティー事業など

(使用時間等)

第5条 広場の使用時間は、午前10時から午後9時までとし、1時間単位で使用できるものとする。

2 広場は、白石区が業務上使用する期間及び年末年始は使用できないものとする。

(使用回数)

第6条 広場の使用回数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 1回4時間以上利用する団体は、1か月あたり3回まで使用できるものとする。

(2) 1回4時間未満利用する団体は、1か月あたり5回まで使用できるものとする。

(3) 前各号を組み合わせる場合は、1か月あたり4回まで使用できるものとする。

(4) 区長が必要と認める場合は、前各号の回数を超えて使用できるものとする。

(販売行為)

第7条 広場では、営利を目的としないものであって、かつ、次の各号に定める販売のみを行うことができるものとする。

(1) 地域活動やまちづくり活動の普及啓発に資する製作品等の販売

(2) 区民のまちづくり意識の高揚に資する資料等の販売

(3) 福祉団体等による製作品等の販売

(4) 地域の魅力発信を目的とした行政機関等による特産品等の販売

(使用許可の申請)

第8条 広場を使用しようとする者は、広場使用許可申請書(様式1)により区長に申請しなければならない。

2 使用許可を受けた後に、使用目的その他の許可申請内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を区長に申し出て、新たに許可を受けなければならない。

(申込期間)

第9条 広場使用許可申請書(様式1)は、使用日の3か月前の日から受付を行う。

(使用許可)

第10条 区長が広場の使用を許可したときは、広場使用許可書(様式2)を申請者に交付する。

2 使用方法については、あらかじめ担当職員に協議し、その指示に従わなければならない。

(使用の取消し)

第 11 条 広場使用許可書の交付を受けた後に、使用しなくなったときは、直ちにその旨を区長に申し出て取消しの手続きを行わなければならない。

(当日の使用手順)

第 12 条 許可を受けて広場を使用する者は、広場使用許可書を防災センター（複合庁舎 1 階）に提示し、確認を受けてから使用しなければならない。

- 2 広場の備品の貸出しを受ける者は、防災センターから倉庫の鍵を預かり、必要な備品を取り出すこととする。
- 3 広場の使用後は、使用許可時の注意事項に従って速やかに現状に復するとともに、広場使用報告書（様式 3）を防災センターに提出しなければならない。
- 4 広場の備品を使用した者は、防災センター職員の立ち会いのもとで、備品を所定の場所に返却するとともに、倉庫の鍵を防災センターに返却しなければならない。

(使用の不許可)

第 13 条 次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 庁舎の管理上支障があるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 政治活動に利用するおそれがあるとき。
- (4) 宗教活動に利用するおそれがあるとき。
- (5) 企業・個人等の営業活動や、NPO・福祉団体等の活動目的に合致しない販売行為を行うとき。
- (6) 会費又は入場料等を徴収するとき（材料費相当の徴収を除く。）。
- (7) 一般来場者を対象としない会員限定の行事（内部会議、練習会など）を行うとき。
- (8) その他、区長が不相当と認めるとき。

(使用許可の変更)

第 14 条 次の各号の一に該当するときは、区長は使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 使用許可時の条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の不可抗力により使用できなくなったとき。
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年 2 月 26 日条例第 6 号）第 2 条第 1 号に掲げる暴力団の活動に利用されると認められるとき。
- (5) その他、区長が特に必要と認めるとき。

2 前項の措置によって損害が生じることがあっても、区長及び札幌市はその責を負わない。

(禁止行為)

第 15 条 使用者は、広場使用中の管理について一切の責任を持つとともに、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 飲酒、喫煙行為
- (2) 火気を使用する行為
- (3) 広場の区画をはみ出して使用する行為
- (4) 定員を超えて使用する行為
- (5) みだりに大きな音をたてる行為
- (6) 床面、壁面、天井への工作行為
- (7) 施設、備品等をき損し、若しくは汚損する行為
- (8) 凶器、その他の危険物を持ち込む行為
- (9) その他、区長が不相当と認める行為

(現状回復)

第 16 条 使用者は広場の使用を終了したときは、速やかに現状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 広場の使用に際し、来場者、通行人又は庁舎内の物品、工作物等に対し、自己の責に帰すべき事由により損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(区民との協働)

第 18 条 広場の利活用については、区民、関係団体及び白石区により組織される利活用協議会において協議を行うこととする。

2 白石区は、利活用協議会の意見・提案を踏まえ、広場の管理運営を行うこととする。

(名義後援)

第 19 条 第 8 条第 1 項の申請に係るイベントについて、白石区の名義後援を希望する場合は、広場使用許可申請書（様式 1）により申し出ることとする。

2 区長が後援の承認を決定したときは、広場使用許可書（様式 2）により申請者に通知するものとする。

附 則

この細則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。